

# 2.意思表示

2021年1月16日(土)

## 1.意思の不存在

	心裡留保	虚偽表示	錯誤
どういう意味か?	冗談・嘘 例) 売るつもりもないのに「売る」と言うなど	インチキ行為 例) 相手方と共謀して架空契約を結び、差し押さえを逃れようとする等	勘違い・思い込み 例) 違う商品を買ってしまった等
有効 OR 無効?	原則：効果が発生する(有効) 例外： ①相手が嘘であることを知っていた(悪意)場合は無効 ②相手が不注意(過失)で知らなかった(善意)場合は無効	原則：効果は発生しない(無効)	原則：「重要部分(要素)に錯誤」があれば、効果は発生しない(無効) 例外：表意者に「重大な過失」がある場合無効の主張は出来ない。 ※原則、表意者以外は錯誤を主張できない。 表意者が錯誤を認めた場合のみ、債権者等が主張できる。
善意の第三者は守られるか?	通謀虚偽表示の規定を類推適用して、善意の第三者には対抗できない	①第三者が虚偽表示を真実だと思っている(善意)なら有効★善意の第三者には対抗できない。 不動産売買の場合には登記がなくても保護される。 ②第三者が悪意であれば、保護の必要なし	重大な過失がなければ、第三者より表意者を保護すべき。 ☆第三者に対抗できる。
転得者は守られるか?		①第三者が悪意、転得者が善意 →転得者が守られる ②第三者が善意、転得者が悪意なら、第三者に権利が確定的に移る →転得者に権利移転	

## 2. 瑕疵ある意思表示

	事例	取消し	善意の第三者への対抗
詐欺にあったときの意思表示	取引相手に騙されて契約してしまった 第三者に騙されて契約してしまった	有効	無効
脅迫にあった場合の意思表示	第三者から脅されて契約させられた	有効	有効